

2011年11月10日

札幌市長

上田 文雄 様

(社) 北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙
銭函海岸の自然を守る会	代表	後藤言行
銭函風力発電を考える石狩市民の会	代表	小林英男
(公財) 日本野鳥の会小樽支部	支部長	梅木賢俊
石狩浜定期観察の会	代表	安田秀子

### 銭函風力発電建設事業に係わる質問・要望書

平成23(2011)年3月11日の福島原子力発電所の事故以降、わが国では、原子力に代わって再生可能な自然エネルギーの活用を推進する方向性が打ち出されています。原子力発電が私たち国民の生命や健康に甚大な被害を及ぼすことが誰の目にも明らかとなり、我が国のエネルギー政策は、原子力依存から脱却して自然エネルギーの活用へ向かおうとしています。

しかし、自然エネルギーの活用においてさまざまな問題が指摘されており、個々のケースを注意深く吟味しなければなりません。自然エネルギーの活用においても、私たちの大切な環境である自然を破壊し生物多様性を損なうこと、そして国民の健康や生命に被害を及ぼすことは防がなければなりません。自然エネルギーであれば何でも良いと考えるならば、原子力発電における安全神話と同様、自然エネルギー神話になってしまいます。風力発電事業については、これまで、貴重な自然への悪影響と低周波音などによる健康被害というデメリットが国内外から多数報告されています。従って、風力発電事業においても、これらのデメリットの有無を慎重に検討して、当該の風力発電事業の是非を明らかにすることが重要です。

石狩海岸における銭函風力発電建設事業について、私たちはすでに、平成22(2010)年10月に行われた「銭函風力発電建設事業に係わる環境影響評価書(案)」のパブリックコメント募集に応え、この事業が石狩海岸のすぐれた自然と貴重な生物多様性を失わせること、そして低周波音の影響が札幌市民だけではなく小樽・石狩両市民の健康被害となる危険性を問題視し、事業者である銭函風力開発株式会社(日本風力開発株式会社の子会社)に意見を述べました。

その後、銭函風力開発株式会社は「銭函風力発電建設事業に係わる環境影響評価書(平成23年7月、以下では単に評価書と言う)」を作成し、去る8月25日から9月26日まで小樽市・石狩市・札幌市の3市においてその縦覧を行いました。しかし、この評価書は、道民や市民から提出された環境に関する多数の危惧や疑問に対して、無視する、根拠を示さずに反論する、あるいは論点をすり替えるという、真摯に回答せず聞く耳を持たない態度に終始しており、私たちの大切な環境に対する事前の影響評価・環境アセスメントとして、まったく不十分であると捉えています。評価書では、全般的に、地球温暖化防止のために自然エネルギーの重要性を強調し、健康被害や貴重な自然への影響は少ないとも強調しており、環境面と健康面に関するデメリットについては論議から排除する姿勢が顕著であり、大きな問題と考えます。

今まで、原子力発電事業を推進する立場からは、地球温暖化防止のため二酸化炭素を排出しないメリットだけが強調され、核廃棄物処理や放射線の悪影響などデメリットについては多くが論議から排除されてきました。ところが、今や、自然エネルギーの活用、風力発電事業の推進においても、上記と全く同様な、デメリット論議を排除する構造的欠陥が認められます。貴職におかれましては、このような構造的な欠陥を同様に持つ銭函風力発電建設事業計画につい

て、慎重に再考していただきたいと願っております。

さて、貴職に対して、下記の質問をいたしますので、それぞれの項目について貴職から早急に真摯なご回答をいただけますよう、切に要望いたします。ご回答は、一ヶ月後の12月10日まで、下記の北海道自然保護協会宛に送付いただけますよう、お願いいたします。

060-0003 札幌市中央区北3条西11丁目 加森ビル5（6階）

北海道自然保護協会

なお、私たちは、評価書の問題点を指摘した内容を、貴職とは別に、環境大臣、経済産業大臣、北海道知事、石狩湾新港管理組合管理者、石狩市、小樽市、そして事業者に伝えていることを付記します。

## 1. 低周波音による健康被害について

### (1) 第一の質問：低周波音による健康被害の判断について

風力発電施設から発生する低周波音による健康被害は、国内外から多数報告されています。そのため、私たちは、昨年10月の環境影響評価書（案）に対するパブリックコメントにおいて、「医学的見地から低周波音の影響を評価予測すべきである」と問題提起しております。

評価書では、低周波音による健康被害に関して不安や疑問を述べたパブリックコメント意見に対して、「感覚閾値等と比較した評価結果を記載し、その結果、事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考える」と回答しており、また、「札幌市『銭函風力発電所環境影響評価案』検証専門家会議から、調査、予測及び評価については、おおむね妥当なもの」と判断する、との報告をいただいている」と反論しています。

他方、紙智子参議院議員による質問主意書に対する内閣総理大臣の答弁書（答弁書第二八九号、平成二十三年九月九日）では、「風力発電施設の周辺住民の健康影響の原因について、様々な指摘があることは承知しているが、一般に、健康影響と風力発電施設の稼働との間の関係については現時点では明らかになっていないものと承知しているため、風力発電を行う民間事業者等に対して健康被害を理由とした指導は行っていない。今後の風力発電施設に係る騒音・低周波音への対応については、環境省が平成二十二年度から三年間の計画で実施している「風力発電等による低周波音の人への影響評価に関する研究」の結果等を踏まえ、検討してまいりたい。」と答弁しています。

この政府見解は、「低周波音の影響が問題視されていることは知っているが、因果の関係が現時点では明らかになっていない。環境省の研究を踏まえて検討したい。」という旨を述べており、決して「影響がない」とは答弁しておりません。従って、この政府見解は、評価書における「影響がないと考える」や、札幌市による『銭函風力発電所環境影響評価案』検証専門家会議の報告における「おおむね妥当である」との見解とは大幅に異なります。

問題は、国民・道民の健康被害に関わるのに、評価書では、NEDOの基準である感覚閾値や環境省による参照値が重視され、医学的見地から影響がないとする証明が行われていないことです。ちなみに、環境省のアンケート調査では、全国389箇所の風力発電所のうち、騒音・低周波音に関する苦情や要望書が提出された発電所は合計64箇所に上っておりますので、風力発電が国民・道民にとって無視できない健康被害に関与することが明らかです。また、環境省の参照値については、「参照値を風車の低周波音に適用することはできない」との環境省通達（平成20年4月17日）がありますので、それを持ち出すことは矛盾します。さらに、低周波音による健康被害について、感覚閾値による評価方法は、科学的根拠がないので医学的見地から影響を判断する際に用いるべきでないという根本問題を指摘する意見や実証データが報告されております。

前述の紙智子議員による質問主意書では、大型風車から発生する超低周波音(二十ヘルツ以下)の音圧レベル測定値の健康被害の影響評価方法として使用されている「感覚閾値」が、被害者の訴えや住民の不安を退けることに使われている現状を述べ、その上で「今後も感覚閾値(ISO七一九六)を用いるのか。その妥当性を証明する最新のデータを示されたい」と要求しています。それに対して、内閣総理大臣は「ご指摘の『大型風車から発生する超低周波音(二十ヘルツ以下)』を含む風力発電施設から発生する騒音・低周波音が環境に及ぼす影響の評価方法は、現在のところ確立されていない」と明確に答弁しています。

風力発電事業の推進側が重視する「感覚閾値」や「参照値」をはるかに下回る1/3オクターブバンドの低音圧レベルの低周波音によって、風車からの一定範囲において同じ症状を示す健康被害が認められます。このことは、「感覚閾値に達しないから低周波音による影響がない」または「健康被害を音圧レベルなどで説明できないから健康被害と低周波音との因果関係がない」などと説明する推進側の考えではなく、「風車に起因する症状が国内外で共通するので、風車から発生する低周波音によって健康被害が生じたことが疫学的に証明できる」とする考えの方が正当であることを示します。また、低周波音による健康被害に関する指摘に対して、推進側は「査読論文ではない報告なので信用できない」旨の表現を使い、風車による健康被害がないことを強調しています。しかし、現実には、風車の近隣地域において同様な症状を示す被害者が生じているのです。

貴職、札幌市長は、本事業の低周波音による影響評価に関して「おおむね妥当である」との札幌市の意見を事業者に伝えておりますが、その根拠は、札幌市による検証専門家会議の報告にあります。この会議は、騒音や景観に関する工学系の専門家から構成され、医学の専門家を含んでいないにもかかわらず、「低周波音による健康被害に関する影響評価が妥当である」との結論を導き出しております。

以上のことから、札幌市民、道民の健康を考えるならば、貴職は、低周波音の影響・健康被害について医学的見地から詳細に調査し、再検討すべきと考えます。そのためには、まず、音源側の物理的特性に関して1次データを明らかにさせることが必要です。すなわち、①銭函海岸で使用される計画である風車の機種(J82-2.0、日本製鋼所)の音の発生・伝播状況に関するあらゆる物理量の、実測と予測のデータの公表を求めること、その上で②現在健康被害が発生している全国各地の測定データを調査し比較検討することです。

貴職におかれては、市民や道民の健康を守るため、石狩海岸の風力発電事業について医学的見地から再検討する気持ちがないのか、また低周波音による健康被害を防ぐため、予防原則の観点から、石狩海岸での設置の是非について見直す気持ちはないのか、第一の質問とします。ご回答を願います。

## (2) 第二の質問：健康被害の及ぶ範囲について

風車から発する低周波音による健康被害は、国内外において、距離や風車の規模、風車の構造に基づく指向特性、そして風向、地形なども関係することが指摘されております。石狩海岸に予定される風車群は、札幌市では手稲区の山口地区と曙地区の住宅地とは約2 km離れており、石狩市では樽川地区と花畔地区の住宅地と約3 km離れております。なお、風力発電施設が予定される小樽市の海岸部分には住宅地がありません。まず、国内外の健康被害例を疫学的に述べますと、石狩海岸の風車群と2～3 kmの距離だけ離れた住宅地では、人体への悪影響が危惧されます。また、わが国における風車の規模は、後発のものほど大規模になっており、石狩海岸に予定される風車は支柱(ハブ中心まで)の高さと羽(ブレード)の長さの合計が118.6 mに及ぶ国内最大級の規模となっておりますので、相対的に小型となる既存の風車による健康被害をはるかに超えてしまう事態が想定されます。このような風車による健康被害に

ついて、事業者による評価書では風車の規模に応じた影響の評価がまことに不十分です。

以上のことから、当初、石狩海岸に20基の風車群が計画され、住宅地に近い5基が削除されて15基に減少されたという現在の計画であっても、低周波音による健康被害の危険性は回避されていないと言えます。

さらに問題なのは、小樽市銭函4～5丁目や石狩市新港西1～3丁目などの石狩湾新港に隣接する工業団地は、風車群から1km以内の短距離にあります。ここで働く労働者に対する健康被害については、環境影響評価書では触れられておりません。住宅地と工業団地の両者ともに人々が滞在しますので、同様に健康被害を受ける危険性があると考えるのが通常と思いますが、評価書において、人々の健康被害を防ぐ観点から後者の工業団地が除外されている理由がまったく理解できません。

従って、「おおむね妥当である」とした札幌市の報告書は、実際には、石狩湾新港に近接した地域（小樽市と石狩市）で働く労働者の健康被害についても、大きな責任を負ったこととなります。この労働者には、小樽、石狩の市民だけではなく札幌市民も相当数含まれていると考えられます。

以上のことから、第一の質問と関連しますが、貴職におかれては、市民や道民の健康を守るため、住宅地だけではなく労働の場を含んで、石狩海岸の風力発電事業について医学的見地から再検討する気持ちはないのか、第二の質問とします。ご回答をお願いします。

ところで、事業者は、札幌市の検証専門家会議が「おおむね妥当」と答申した後の12月に、改めて現況環境音の測定を行っており、その理由として「環境影響評価案に対する札幌市の意見を踏まえて行った」と説明しております。しかしながら、札幌市が事業者に再度の測定を求めた理由が明確ではありません。また、再測定によって得られた新しいデータを札幌市がどのように評価しているのかも分かりません。市民や道民の健康を守る義務がある貴職は、上記の理由や評価についても、前段落に述べた再検討の中で明言される気持ちがないのか、第二の質問に加えます。

### （3）第三の質問：健康被害に関する貴職の責任について

評価書では、上記のように、「事業の実施に伴う風力発電機の稼働による低周波音の影響はないと考える」とし、その根拠の一つとして「調査、予測及び評価について、おおむね妥当なものと判断する」とした札幌市『銭函風力発電所環境影響評価案』検証専門家会議の報告を挙げています。

しかし、実際に市民・道民の健康を守るためには、本来、上記のような事業者による反論について医学的見地から慎重に検討されなければなりません。また、上記の反論では、貴職、札幌市長が事業者に報告した内容を一つの大きな論拠として、低周波音による健康被害がないと述べております。言い換えますと、事業者による評価書は、健康被害に関する責任が貴職にあることを明記したこととなります。そう考えますと、低周波音による健康被害が生じた場合、貴職、札幌市長は、札幌市民だけではなく近接する小樽と石狩の両市民に対して責任が問われることとなります。

私たちのパブリックコメント意見では、低周波音による健康被害について「事後に健康被害が生じた場合には、事業者として責任をとり全面的に保証する」と環境影響評価書に明記すべきであると述べました。しかし、評価書では、その点に対してはまったく触れず、NEDOが言う感覚閾値や札幌市の報告などを論拠として「影響がないと考える」と断言しております。すなわち、事業者は、札幌市などに責任を転嫁して健康被害を想定外にしたまま、「健康被害が生じた場合に責任をとる」とは決して述べていません。

以上のことから、「石狩海岸における風力発電施設によって健康被害が生じた場合には、事

業者はもちろんですが、札幌市長が明確な責任をとる」と解釈しなければなりません。しかも、「札幌市長は、おおむね妥当との報告を提出した点から、札幌市民だけではなく小樽・石狩の市民の健康被害に関しても、大きな責任がある」と考えます。たとえ、その責任が法的ではなく道義的かもしれませんが、札幌市民を代表する貴職に、道民の健康被害に大きな責任があると考えられます。貴職におかれては、以上の解釈でよろしいのか、あるいは否か、第三の質問とします。真摯なご回答を願います。

## 2. 北海道のすぐれた自然の保全と利用に関して

### (1) すぐれた自然に関する影響評価について

平成元(1989)年、北海道は、国内で高い評価を得ている「北海道自然環境保全指針」を定め、その後の自然環境保全施策を進めてきました。この指針により、石狩市厚田から小樽市銭函にわたり20数kmにおよぶ石狩海岸は、全体が「すぐれた自然地域」に選定されています。この「すぐれた自然地域」は、「本道において豊かですぐれた北方らしい自然の特徴を有する地域を意味し、その保護と利用に当たっては、特に適切な措置や慎重な配慮を必要とする自然地域である」とされています。

石狩海岸における「すぐれた自然の要素」には、石狩川河口から銭函に至る石狩海岸の「すぐれた砂丘・砂浜」、「特異な昆虫等生息地(エゾアカヤマアリ、キタホウネンエビ)」、「天然防風林(カシワ-ミズナラ林)および「海岸植生(海岸草原等)」からなり、さらに石狩川河口の「海獣回遊地(ゴマフアザラシ)」、「水鳥類飛来地(シギ・チドリ類等)」、「特異な地形・景観(干潟)」などが含まれています。「すぐれた自然の要素」ごとに保全水準(資質水準、保護水準、利用水準の3項目)が設定されており、石狩海岸では上記の要素ごとに評価され、それぞれの結果を総じて述べますと、以下の通りです。資質水準は3(北海道的レベル)か4(圏域的レベル)、保護水準は2(やや稀少、脆弱、不安定)か3(やや普通、安定)、そして利用水準は2(原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る)か3(自然と密着し、ふれあえる野外レクリエーションの利用を図る)と評価されています。また「2つ以上のすぐれた自然の要素が重複して存在する部分については、評価のより上位のランクの要素をもって、その部分の利用水準として運用されることになる」と決められていますので、風力発電事業予定地を含む石狩海岸における利用水準は、2(原則的に徒歩による自然探勝、自然観察、キャンプ、景観鑑賞等の利用を図る)が基本となります。

石狩海岸は、上記のように北海道によって「すぐれた自然地域」に選定されただけでなく、日本自然保護協会によって、自然な砂丘地形と豊かな生物多様性を相当の面積にわたって残す自然海岸として全国的にみて希少な生態系であることが指摘されています。実際、石狩海岸では、自然な砂丘地形とそれに応じた植生の帯状分布が自然のまま大規模に残されており、北海道や日本自然保護協会が指摘してきた他にスナビキソウ、イソコモリグモ、アカモズなどの隔離分布種や希少種が生育・生息することが知られています。

石狩市厚田から小樽市銭函に至る石狩海岸は、「海岸法」に基づき「海岸保全区域」に指定されています。海岸法は、海岸侵食などを防ぐ「防護」とともに、「海岸環境の保全」と「適正な利用」の3つを目的としており、とくに海岸保全区域では一般公共海岸区域とは異なって、防護だけではなく保全と利用が重視されています。この海岸法に基づいて北海道が定めた海岸保全基本計画においても、石狩海岸は、北海道自然環境保全指針に基づき選定された「すぐれた自然地域」として保全と適正な利用を図ることが明記されています。

さらに、日本生態学会自然保護専門委員会は「石狩海岸の風車建設事業計画の中止を求める要望書(2011年3月12日)」を作成し、事業者をはじめとして北海道知事、小樽・札幌・石狩の3市長宛に提出しています。その論拠として、石狩海岸が「自然の姿を留めた砂浜海岸」

として極めて貴重であること、環境影響評価が不十分なこと、2010年の生物多様性条約締約国会議において議長国として「陸域の10%を保護する」「既知の絶滅危惧種を絶滅させない」とした目標達成の責務を負っていることが挙げられています。

そのような石狩海岸において、今回の風力発電事業では15基の風車建設によって、砂丘、海浜植生、エゾアカヤマアリの生息地などを含む大面積が破壊されますので、「すぐれた自然地域」の特徴が大きく失われます。事業者による環境影響評価書（案）では、8.7haの改変面積としておりますが、作業ヤードだけではそれほどの面積に達しないので、道路が含まれているかもしれないとの推測が可能でしたが、計算の根拠をまったく示しておりませんでした。今回の評価書では15基の風車を結ぶ道路が新たに明記されましたが、凹凸が著しい砂丘地形を縦断する道路が凸地でどれほどの法面を掘削し、凹地をどれほど埋め立てるか、道路に関連して生じる砂丘地形の改変面積がどれほどの面積に達するか真に不明確です。目下では、砂丘地形が大規模に破壊されることだけが明白です。

評価書では、「海岸砂丘地形を破壊し、重機によって砂を集めた上で、砂丘植生の自然回復ができるかについて前例がない」にもかかわらず、また「砂丘が大規模に破壊され、元の自然状態に戻らないと危惧される」にもかかわらず、科学的根拠を示さないままに「現状復旧・海浜植生の自然回復が可能である、すなわち風車建設後に自然を回復できる」と強調しています。希少種エゾアカヤマアリのコロニーについても、その生息地環境の評価をおとしめるかのように、「人為の手でコロニーを回復できる、だから風車が建設できる」とした、すり替的な論理を展開しています。これら評価書の反論は、科学的根拠がほとんど示されていないので机上の空論としか言えません。風力発電施設の建設によって明らかなことは貴重な自然は破壊されてしまうことです。

ところで、評価書では、砂丘上のススキが多い群落は、かつて見られたハマナス群落から人間の影響によって二次的に生じた植物群落と見なし、すなわち研究に基づかないで、ススキ群落は自然植生ではなく二次植生であると判断し、ススキの刈り取りが保全対策になる、そのように評価書（案）から一步踏み込んだ宣言をしております。ちなみに、本州以南ではススキが優勢な群落は多くが二次植生と見なされていますが、北海道では、まったく状況が異なります。北海道では様々な環境においてススキが優占する自然な草原群落が認められますので、石狩海岸におけるススキが優勢な群落が二次植生であるかどうかについては、別に、慎重な科学的証明が必要であり、北海道他地域のススキ群落と比較すると自然植生と見なす方が正しいと考えております。

評価書では、石狩海岸のススキ群落は自然ではないとする科学的根拠がまったく示されていませんので、調査研究に基づかない先験的な、いわば勝手な判断によって、ススキ群落を二次植生であるとし、ススキ刈り取りが保全策になると考えたと思われまます。しかし、ススキ群落を二次植生と決め込み、保全対策としてススキ刈り取りを述べた論理展開は、北海道では極めて非科学的です。これは、北海道の自然や北海道の植生の特性をまったく知らない調査者が間違った判断をしたと考えます。

さらに言及しますと、実際には、砂丘地形の最高部分、そこは風車建設予定地であり取り付け道路によって多くが破壊される場ですが、その大半をススキとハマナスが混生した群落が占めております。この植物群落の中で、ハマナスなど多数の海浜植物を残しながらススキだけを刈り取ることができるとは決して考えられません。かえって、ススキ刈り取りによって、それ以外の多くの海浜植物の生育に悪影響を与えることが危惧されます。そのため、ススキ刈り取りは、保全策を模索した結果ではなく、風車建設によって砂丘地形を大規模に攪乱できる、人手を加えることができたこととした、免罪符となる対策として考え出されたと言う他はありません。

事業者による評価書は、自然な海岸砂丘植生・自然な生態系は人為を加えても回復可能であ

る、だから風車を建設しても影響が少ないとの論理を展開しております。これは、まったく非科学的な論理展開、科学的証明がない強弁と言うことができ、事前の環境影響評価をないがしろにした点で、環境影響評価の基本を忘れてしていると判断しております。従って、貴職は、このような評価書を是とするのか、第四の質問とします。ご回答をお願いします。

## (2) すぐれた自然の保全（保護保存と賢明な利用）について

貴職は、札幌市議会において、「すぐれた自然に選定されている石狩海岸の保全については、選定した北海道に責任があり、札幌市には直接には関係がない」旨を答弁しております。石狩海岸の風力発電施設は、行政的には小樽市銭函地区に建設予定ですので、形式的には「このすぐれた自然が札幌市にない」ため、保全に関する責任は札幌市にないのかもしれませんが。

しかし、札幌市は、小樽市と石狩市に帰属する石狩海岸とは2～3 kmの距離で近接した内陸側に位置しており、札幌市民は、身近である石狩海岸の自然から、種々の恩恵を受けております。札幌市民は、石狩海岸という「すぐれた自然」を、自然探索、海水浴、釣りなどに多面的に利用しております。北海道が保護・保存しながら利用する場とした石狩海岸は、実際には、札幌市民の身近で大切な自然なのです。道民の約4割の人口を占める札幌市民は、全道の自然から恩恵を受けておりますので、全道の自然の保全に関しては、非常に大きな責任があると考えます。

従って、貴職、札幌市長は、北海道が選定した「すぐれた自然地域」であり、かつ札幌市民にとって身近で大切な自然である石狩海岸の保全については、石狩海岸の帰属が石狩市であろうと小樽市であろうと、札幌市民の声を伝えるべきと考えます。そうでなければ、札幌市民は、石狩海岸という「すぐれた自然」において多面的な利用ができなくなると考えます。

他方、海岸に設けられた風車群の下で海水浴を楽しむ人々に、低周波音やストロボ現象などの影響によって、めまい症状が生じた事例が知られております。また、全国各地で風車が強風で折れる、落雷で延焼するなどの事故がしばしば生じております。事業者は、評価書において風車建設後も立ち入りを制限しないと述べておりますが、果たして、風車群の近隣地域を安全に利用できるかについては、大きな危惧が生じます。石狩海岸は、貴重な自然として保護保存しながら、自然探索、海水浴、釣りなどのために適切に利用する場ですが、風車群の建設によって、利用者の安全を損なう危険性があります。札幌市民にとって大切な憩いの場が失われてしまうのです。

従って、貴職、札幌市長におかれては、この貴重な自然の保護保存と利用の観点から、石狩海岸という札幌市民が良く利用する場を失って良いのか、市民の声を改めて聞く気持ちがないのか、第五の質問とします。ご回答をお願いします。

## 3. 貴職、札幌市長の意見の及ぶ範囲について

貴職は、札幌市議会の答弁において、「評価書に市長意見を反映するとともに、市民からの意見について考慮するよう事業者に求めているところである」と述べております。果たして、貴職は、健康被害や貴重な自然への悪影響について市民の意見を集め、それを事業者に伝えたのでしょうか。事業者による評価書では、住民等意見の中に、札幌市と石狩市という関連市長の意見が混在しています。その中で明らかに銭函風力発電事業に賛成している意見は、札幌市による2つの意見だけであり、残る意見は風力発電事業に対する不安や疑問、あるいは注文を述べております。そのため、住民等意見において、札幌市だけが市外地域に設けられる風力発電事業に積極的に賛成したことになります。

貴職は、既述のように、銭函の風力発電建設事業のうち低周波音による健康被害や景観に関する環境影響評価について「おおむね妥当と考える」との意見を事業者に伝え、そのことが評

評価書の中に明記されております。札幌市では医学的見地から検討されていないにもかかわらず、札幌市の意見が評価書における低周波音による健康被害がないと考える論拠の重要な一つに位置づけられております。

しかし、札幌市の意見は、風車群からの距離2 km弱の札幌市の住宅地と2 km強の石狩市の住宅地において、低周波音による影響がないとしておりますが、距離1 kmに満たない小樽市や石狩市の工業団地における健康被害については触れておりません。いずれにしても、札幌市の意見は、住宅地と労働の場の両方で、札幌市の範囲を超えた石狩・小樽両市の範囲における健康被害について、影響がないと言及したことになります。同様に、札幌市の範囲を超えた場所に関する影響評価になりますが、景観についても「おおむね妥当である」との意見を事業者伝えております。

一方で、貴職は、「すぐれた自然地域」である石狩海岸の保全については、選定した北海道に責任があり札幌市には直接の責任がないとして、事業者には生態系や生物多様性の損失については問題視する市民の意見を伝えておりません。既述のように、石狩海岸は札幌市民にとって非常に重要な保全と利用の場であることが明白です。そのような保全と利用の場が実質的に失われることについては、貴職が意見を表明すべきと考えます。

貴職は、泊原子力発電書のプルサーマル計画に関して凍結を申し入れるに当たって北海道電力に「聞く耳」を求めました。また、最近、泊原子力発電所からの30 kmを原発防災圏とした国・内閣府原子力安全に委員会の判断に対して、原発事故が生じた際に50～70 kmほどの距離にある札幌市に大きな影響が及ぶ危険性があることを貴職が問題視していると報道されました。これらは、環境汚染問題において単なる距離や行政界の違いが意味を持たないことを意味し、地方分権の時代であっても、環境問題は、国・都道府県・市町村が協働して広い地域で検討しなければならないことを意味しております。

貴職は、銭函風力発電事業のうち、健康被害と景観については札幌市の範囲を超えて事業に賛意となる意見を述べ、札幌市民が良く利用する「すぐれた自然地域の保全」については市外であり北海道に責任があるとしてダンマリを決め込んでおります。

以上の状況には、貴職が、風力発電事業について慎重な検討をされないまま、先験的に是としたと考えられますが、大きな論理矛盾が認められます。

従って、貴職におかれましては、健康被害について、改めて医学的見地から慎重に検討し直すか、または、札幌市の健康被害に関する意見は山口団地と曙団地においてのみ述べたのであって、それ以外の範囲について札幌市には責任がないと事業者に改めて伝えるか、2つの方向が正しい対応と考えます。貴職には、そのような新たな対応を望んでおりますが、そのようなお考えがないのか、ここに第六の質問とします。ご回答をお願いします。

また、北海道のすぐれた自然地域において高さ100 m以上、東西5 kmの間に15基の風車群を建設することが、景観上の影響がないとした貴職の判断は、極めて非常識であると考えざるをえません。しかも、札幌市長が札幌市外の景観について言及するのであれば、北海道のすぐれた自然地域の保全についても、道の方針に従って十分に保全すべきという意見を述べるべきと考えます。貴職におかれては、そのように改めて対応されないのか、第七の質問とします。ご回答をお願いします。